

条文	項目	号数	現在の民法の条文	マリフォー法案による改正後
			【目次】第四編親族 第二章婚姻 第三節夫婦財産制	【目次】第四編親族 第二章婚姻 第三節 婚姻の当事者 の財産関係
158	2		未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。	未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する 親 又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。
159			(夫婦間の権利の時効の完成猶予) 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	(婚姻の当事者間 の権利の時効の完成猶予) 婚姻の当事者 の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
711			他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。	他人の生命を侵害した者は、被害者の 親 、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。
728	2		夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。	婚姻の当事者 の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。
739	1		婚姻は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。	婚姻は、 性別のいかんを問わず、二人の当事者が 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。
750			(夫婦の氏) 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。	(婚姻の当事者の氏) 婚姻の当事者 のは、婚姻の際に定めるところに従い、 婚姻の当事者の一方 の氏を称する。
751	1		夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。	婚姻の当事者 の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。
752			夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。	婚姻の当事者 は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。
754			(夫婦間の契約の取消権) 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。	(婚姻の当事者間 の契約の取消権) 婚姻の当事者 間でした契約は、婚姻中、いつでも、 婚姻の当事者 間の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。
			【見出し】第三節 夫婦財産制	【見出し】第三節 婚姻の当事者の財産関係
755			(夫婦の財産関係) 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次款に定めるところによる。	(婚姻の当事者の財産関係) 婚姻の当事者 が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次款に定めるところによる。
756			(夫婦財産契約の対抗要件) 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。	(婚姻の当事者 財産契約の対抗要件) 婚姻の当事者 が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを 婚姻の当事者 の承継人及び第三者に対抗することができない。
758	1		(夫婦の財産関係の変更の制限等) 夫婦の財産関係は、婚姻の届出後は、変更することができない。	(婚姻の当事者の財産関係 の変更の制限等) 婚姻の当事者 の財産関係は、婚姻の届出後は、変更することができない。
	2		夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったことによってその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。	婚姻の当事者 の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったことによってその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。

新旧対照表

759		前条の規定又は第七百五十五条の契約の結果により、財産の管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。	前条の規定又は第七百五十五条の契約の結果により、財産の管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを 婚姻の当事者 の承継人及び第三者に対抗することができない。
760		夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。	婚姻の当事者 は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。
761		夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。	婚姻の当事者 の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。
762	1	(夫婦間における財産の帰属) 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産(夫婦の一方が単独で有する財産をいう。)とする。	(婚姻の当事者 間における財産の帰属) 婚姻の当事者 の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産(婚姻の当事者 の一方が単独で有する財産をいう。)とする。
	2	夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。	婚姻の当事者 のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。
763		夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。	婚姻の当事者 は、その協議で、離婚をすることができる。
766	1	父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。	親 が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、 親 と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
	4	前三項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。	前三項の規定によつては、監護の範囲外では、 親 の権利義務に変更を生じない。
767	1	婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する。	婚姻によって氏を改めた 者 は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する。
	2	前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる。	前項の規定により婚姻前の氏に復した 者 は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる。
769	1	婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、第八百九十七条第一項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。	婚姻によって氏を改めた 者 が、第八百九十七条第一項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。
770	1	夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。	婚姻の当事者 の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。
772	1	妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。	婚姻の一方当事者 が婚姻中に懐胎した子は、 他方当事者 の子と推定する。
791	1	子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。	子が 親 と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その 親 の氏を称することができる。
	2	父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。	親 が氏を改めたことにより子が 親の一方 と氏を異にする場合には、子は、 親 の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その 親 の氏を称することができる。

新旧対照表

797	2	法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。	法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の親でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の親で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。
799		第七百三十八条及び第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。	第七百三十八条及び第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。この場合において、七百三十九条第一項中「性別のいかんを問わず、二人の当事者が、戸籍法」とあるのは、「戸籍法」と読み替えるものとする。
811	3	前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。	前項の場合において、養子の親が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。
	4	前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。	前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の親の一方又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。
811-2		(夫婦である養親と未成年者との離縁) 養親が夫婦である場合において未成年者と離縁をするには、夫婦が共にしなければならない。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。	(婚姻の当事者である養親と未成年者との離縁) 養親が婚姻の当事者である場合において未成年者と離縁をするには、婚姻の当事者が共にしなければならない。ただし、婚姻の当事者の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。
812		第七百三十八条、第七百三十九条及び第七百四十七条の規定は、協議上の離縁について準用する。この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。	第七百三十八条、第七百三十九条及び第七百四十七条の規定は、協議上の離縁について準用する。この場合において、第七百三十九条第一項中「性別のいかんを問わず、二人の当事者が、戸籍法」とあるのは「戸籍法」と、第七百四十七条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。
817-3	1	(養親の夫婦共同縁組) 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。	(養親の共同縁組) 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。
	2	夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。	婚姻の当事者の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、婚姻の当事者の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。
817-4		二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。	二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる婚姻の当事者の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。
817-6		(父母の同意) 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。	(親の同意) 特別養子縁組の成立には、養子となる者の親の同意がなければならない。ただし、親がその意思を表示することができない場合又は親による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。
817-7		特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。	特別養子縁組は、親による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。
817-9		養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。	養子と実方の親及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

新旧対照表

819	1	父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。	親が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。
	2	裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。	裁判上の離婚の場合には、裁判所は、親の一方を親権者と定める。
	3	子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。	子の出生前に親が離婚した場合には、親権は、 出産した親 が行う。ただし、子の出生後に、 親 の協議で、 出産していない親 を親権者と定めることができる。
	4	父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。	父が認知した子に対する親権は、 親 の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。
	5	第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。	第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、 親 の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。
825		(父母の一方が共同の名義でした行為の効力) 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わって法律行為をし又は子がこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。	(親の一方が共同の名義でした行為の効力) 親 が共同して親権を行う場合において、 親 の一方が、共同の名義で、子に代わって法律行為をし又は子がこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。
826	1	親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。	親権を行う 親 とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。
830	1	無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。	無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う 親 にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、 親 の管理に属しないものとする。
	2	前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかったときは、家庭裁判所は、子、その親族又は検察官の請求によって、その管理者を選任する。	前項の財産につき 親 が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかったときは、家庭裁判所は、子、その親族又は検察官の請求によって、その管理者を選任する。
834		父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。	親 による虐待又は悪意の遺棄があるときその他 親 による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その 親 について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。
834-2	1	父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。	親 による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その 親 について、親権停止の審判をすることができる。
835		父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。	親 による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その 親 について、管理権喪失の審判をすることができる。

新旧対照表

837	1	親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。	親権を行う親は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。
	2	前項の事由が消滅したときは、父又は母は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。	前項の事由が消滅したときは、親は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。
839	2	親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。	親権を行う親の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。
841		(父母による未成年後見人の選任の請求) 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったことによって未成年後見人を選任する必要性が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。	(親による未成年後見人の選任の請求) 親が親権若しくは管理権を辞し、又は親について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったことによって未成年後見人を選任する必要性が生じたときは、その親は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
900	4	子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。	子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、親の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、親の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。
903	4	婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。	婚姻期間が二十年以上の婚姻の当事者の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。